

長崎県私立高等学校生徒通学費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長崎県総務部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第291号。以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、長崎県私立高等学校生徒通学費補助金の交付について必要な事項を定めるものである。

(補助対象)

第2条 この補助金は、交付決定日が属する年度の4月1日から翌年3月31日までの間に行う通学費助成を対象とする。

(通学費等)

第3条 通学費の月額、スクールバス月額利用料又は公共交通機関の1ヶ月の定期券の額によるものとする。なお、有効期間が複数月の定期券により通学している場合は、その有効月数で除し、円未満の端数を切り捨てた額を1ヶ月の定期券の額とする。

2 3年生の3月分は補助対象としない。

(補助額の上限)

第4条 要綱別表の5の項の「補助率又は額」の欄の「別に定める基準により算定する額」とは、次のとおりとする。

ア.（平成29年度以前入学者）

区分	補助上限額（月額）
長崎県私立高等学校離島高校生修学支援費補助金と併給の場合	船賃の月額 長崎県私立高等学校離島高校生修学支援費補助金上限月額 100円未満の端数は切り捨てる。
上記以外の場合	（通学費の月額 - 「知事が別に定める基本額」）× 1 / 4 100円未満の端数は切り捨てる。 ただし、上記算定額が1,500円以上の場合に限る。

イ.(平成30年度以降入学者)

区 分	補 助 上 限 額 (月 額)
親権者等の区市町村民税所得割額の総額が非課税である者。ただし、生活保護(生業扶助)を受給している者は、本補助金の対象とならない。	(通学費の月額 - 「知事が別に定める基本額」) × 1 / 3 100円未満の端数は切り捨てる。 ただし、上記算定額が1,500円以上の場合に限る。
上記以外の就学支援金の受給資格を有する者もしくは受給資格を有する者に相当すると認められる者。	(通学費の月額 - 「知事が別に定める基本額」) × 1 / 4 100円未満の端数は切り捨てる。 ただし、1カ月の通学費が30,000円未満の場合は対象外とする。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)第4条の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 私立高等学校生徒通学費補助金明細書(様式第1号)
- (2) 通学運賃を証するもの(定期券等の写し)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(変更申請)

第6条 規則第11条第2項に規定する変更承認の申請は、変更承認申請書(様式第2号)により行うものとする。

(実績報告)

第7条 要綱第6条第1項の書類は、私立高等学校生徒通学費補助金明細書(様式第1号)とする。

(補助金の交付)

第8条 この補助金は概算払により交付することができる。

- 2 概算払に必要な書類は、概算払請求書のみとする。

附 則

この要領は、平成18年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成26年度以前の入学者で、改正前の規定により補助対象者から通学費の助成を受けていた者については、改正後の第4条の表中、「ただし、上記算定額が1,500円以上の場合に限る。」を適用しない。
ただし、住所変更等により通学費が減額となった者で、改正前の規定による額が1,500円未満となる者については、前段に関わらず、補助対象としない。

附 則

この要領は、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。